

熊本市営繕工事における快適トイレ設置要領

制定 令和5年（2023年）3月2日公共建築部長決裁

改定 令和6年（2024年）10月15日公共建築部長決裁

改定 令和7年（2025年）3月19日公共建築部長決裁

改定 令和8年（2026年）1月7日公共建築部長決裁

（趣旨）

第1条 この要領は、建設現場における男女ともに働きやすい環境を整備するため、これまでの仮設トイレに比べて質の良いトイレとして第3条の規定によるもの（以下「快適トイレ」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、改修工事等で既存施設のトイレを受注者が使用できる場合は、快適トイレと同等の効果が得られるものとして取り扱う。

（対象工事）

第2条 試行の対象工事は、熊本市が発注する営繕工事のうち、次の各号に掲げるものとし、その内容はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

（1）発注者指定型対象工事

新築工事等で快適トイレの設置スペースが確実に確保でき、快適トイレの効果が見込める案件について、発注者が快適トイレの設置を指定するものとし、「快適トイレ設置工事（発注者指定型）」である旨を現場説明書（施工条件）に明示する工事

（2）受注者希望型対象工事

改修工事等で快適トイレの設置スペースが確保できる見込みがあり、快適トイレの効果が見込める案件について、受発注者間の協議のうえ、受注者が希望した場合に快適トイレの設置を行うものとし、「快適トイレ設置工事（受注者希望型）」である旨を現場説明書（施工条件）に明示する工事

（快適トイレの仕様）

第3条 本要領において、快適トイレは、以下の（1）及び（2）の仕様を全て満たすものとし、（3）の採用は任意とする。

（1）快適トイレに求める機能【必須】

- ①洋式便器
- ②水洗又は簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等

（2）付属品として備えるもの【必須】

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠し（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品
- (3) 推奨する仕様、付属品【任意】
 - ⑫室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
 - ⑬擬音装置（機能を含む）
 - ⑭着替え台
 - ⑮臭気対策機能の多重化
 - ⑯室内温度の調整が可能な設備
 - ⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
- 2 対象工事の工事現場に男女がいる場合は、男女別に各1基ずつ快適トイレを設置するものとする。

（実施方法）

- 第4条 発注者は、快適トイレに要する費用については、第5条の規定に基づき積算を行うことから、当初設計に快適トイレに要する費用を計上せず発注する。
- 2 発注者指定型対象工事において、流通等の状況により快適トイレの設置ができない場合、受注者は、速やかにその理由を記載した工事打合せ簿により発注者と協議を行うものとする。
 - 3 受注者希望型対象工事において、快適トイレの設置を希望する場合、受注者は、契約後速やかに、快適トイレ設置について工事打合せ簿により発注者と実施について協議を行うものとする。なお、設置しない場合は、本要領によらないものとする。
 - 4 快適トイレを設置する場合、受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、発注者へ提出するものとする。受注者は、快適トイレを現場に設置した後、様式1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、快適トイレの仕様が分かる資料とともに、発注者に提出するものとする。
 - 5 発注者は、設置された快適トイレを現場において、様式1により確認を行う。
 - 6 受注者は、快適トイレに要した費用が確定後、速やかに費用の内訳が分かる取引書類等を発注者に提出するものとする。
 - 7 発注者は、第5項により快適トイレの仕様を満たすことが確認できた場合に設計変更の対象とするものとする。
 - 8 営繕工事に伴い、分離発注した工事が複数ある場合の快適トイレ設置に伴う設計変更の対象工事は、原則として1つの工事とし、受発注者の協議により決定する。

（積算方法）

- 第5条 快適トイレに要した費用は、内訳が分かる取引書類等を参考に、当該費用から従来品相当額10,000円（税別）／基・月を減じた額を変更設計書の共通費に積み上げ計上する。
- 2 前項で計上する費用は、51,000円（税別）／基・月を上限とし、男女別に1基ずつ計2基（102,000円（税別）／2基・月）まで計上できるものとする。
 - 3 ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限って、1ハウスで102,000円（税別）／基・月を上限として費用計上できるものとする。
 - 4 第1項から前項までに規定する従来品相当額及び上限額の月額について、1日当りの額を算出する場合は、1か月を30日として日割り計算した額（少数点以下を切り捨て）とする。

5 運搬・設置・撤去に係る費用は、共通仮設費（率分）に含むものとし、変更設計書の共通費に積み上げ計上しない。

6 具体的な快適トイレの積み上げ費用の計上方法は、別紙を参照するものとする。

（アンケート）

第6条 対象工事の受注者は、発注者が快適トイレ導入の検証を行うためのアンケート調査に協力を依頼した場合は、当該調査に協力するものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項は、必要に応じ受発注者間で協議の上、定めるものとする。

2 工事成績評定において、快適トイレを設置することによる加点は行わない。

3 第3条に記載する仕様を満たしていない場合は、快適トイレとして扱わず、設計変更の対象としない。

附 則

この要領は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年（2024年）11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）2月27日以降に契約依頼を行う案件から適用する。

(別紙)

【具体的な計上方法例】(以下の金額は税別)

ケース1

算定条件

設置した快適トイレの型・数量	男女別トイレ一体型 1基
設置した日	令和8年6月10日～10月30日
実際に設置に要した費用	520,000円

設置月数及び日数 → 3(ヶ月) + 51(日) ※図1参照

実際に設置に要した費用の従来品との差額(月当たり)

$$520,000 / \{ 3 + (51 / 30) \} - 10,000 = 100,638$$

端数処理 → 100,000(円/月)

100,000 < 102,000(上限額)より、実際に設置に要した費用を元に算出を行う。

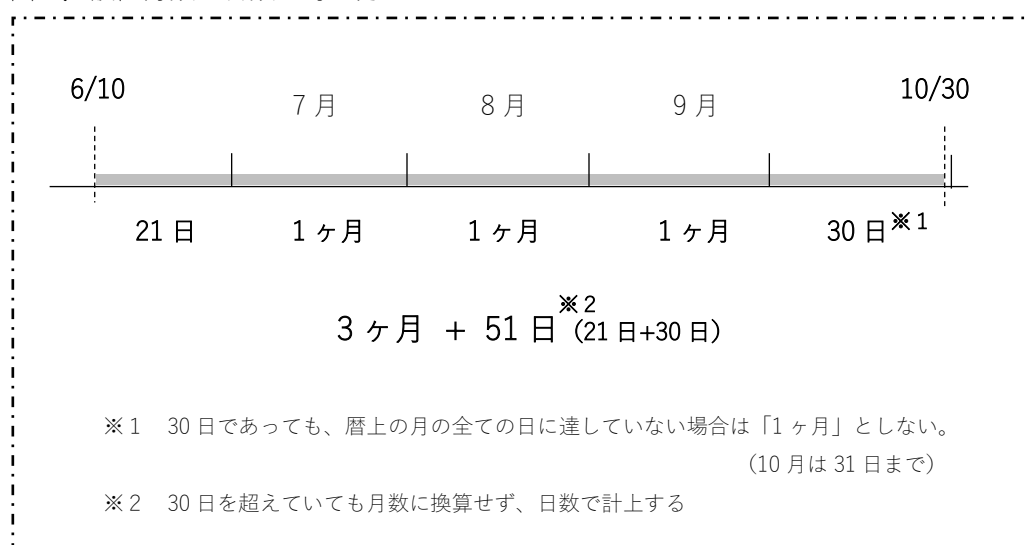
1日当りの額

$$100,638 / 30 = 3,354 \text{ (円/日)}$$

計上する金額(共通費積み上げ)

$$100,000 \text{ (円/月)} \times 3 \text{ (ヶ月)} + 3,354 \text{ (円/日)} \times 51 \text{ (日)} = 471,054 \text{ (円)}$$

図1. 設置月数・日数の考え方イメージ



ケース2

算定条件

設置した快適トイレの型・数量	男性用 1基
設置した日	令和8年2月1日～6月15日
実際に設置に要した費用	280,000円

設置月数及び日数 → 4(ヶ月) + 15(日) ※図2参照

実際に設置に要した費用の従来品との差額(月当たり)

$$280,000 / \{ 4 + (15 / 30) \} - 10,000 = 52,222$$

端数処理 → 52,200(円/月)

52,200 > 51,000(上限額)より、上限額を元に算出を行う。

1日当りの額

$$51,000 / 30 = 1,700(円/日)$$

計上する金額(共通費積み上げ)

$$52,200(円/月) \times 4(ヶ月) + 1,700(円/日) \times 15(日) = 229,500(円)$$

図2. 設置月数・日数の考え方イメージ

